

令和6年度 青森県卓越技能者表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、卓越技能者を表彰することにより広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰の要件)

第2 表彰は、次の各号のすべての要件を満たす者に対して行う。

- (1) その者の有する技能の程度が卓越しており、県全体を通じて当該技能において第一人者と目されていること。
- (2) その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、令和6年11月1日現在において15年以上の経験を有し、かつ、当該職業に就業していること。また、同日現在において、満年齢45歳以上であること。
- (3) 就業を通じて後進技能者の技能の指導を行ったこと、技能者の教育、訓練に携わり技能者の育成に寄与したこと、並びに、技能に関する創意工夫、改善等によって生産性の向上及び産業の発展に寄与したこと。
- (4) 勤務実績、日常行動等においても、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去において禁固以上の刑に処せられたことのないこと。

(表彰の方法)

第3 表彰は、知事が表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第4 表彰は、11月に行う。

ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(被表彰者の決定)

第5 表彰を受ける者は10人以内とし、第6の規定により推薦された者の中から第9の規定により設置した審査会の意見を聞いて知事が決定するものとする。

なお、必要に応じて候補者の職種に関わる団体等の意見を聴取することができるものとする。

(推薦の方法)

第6 市町村長、商工関係団体及び各業種別団体等の長は、第2に定める要件に該当し、真に表彰されるにふさわしいと認められる者を別表に定める職種(1)の区分ごとに原則として1名を知事に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、別に定める日までに行わなければならない。

(候補者の推薦に係る提出書類)

第7 候補者を推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

なお、提出された書類等は返却しない。

(1) 次に掲げる書類(各1部)

なお、①～⑤については、電子データも併せて提出すること。

- ① 推薦書 (様式第1)
- ② 候補者調書(様式第2)
- ③ 技能概要 (様式第3)
- ④ 功績概要 (様式第4)
- ⑤ 職歴概要 (様式第5)
- ⑥ 1年以内に撮影した本人の作業中及び製作物等の「写真」
※写真は、A4版の台紙に貼付し説明を付すこと。
- ⑦ 本人の製作物、発明、考案、改善等に関する「説明書」「図面」等の資料
※A4版若しくはA3版とし、説明を付すこと。

(2) 住民票(本籍要記載)(1部)

(3) 本人の事績に関する新聞、業界紙、雑誌の記事等の写し(各1部)

(4) 特許、実用新案等は、発明者名(共同の場合、担当分野を明らかにすること。)
所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写し(1部)

(異動報告)

第8 候補者を推薦した者は、提出書類の内容に異動又は変更があったときは、直ちに知事に報告しなければならない。

(審査会)

第9 知事は、推薦された候補者の適格性について審査をさせるため、青森県卓越技能者等表彰審査会を置くものとする。

2 審査会の構成及び運営については、別に定める。